

認定通関業者の認定の承継の承認について

標記のことについて、関税法第79条の6において準用する第48条の2の規定に基づき、下記のとおり認定通関業者の認定の承継を承認したので、同条第6項の規定により公告します。

記

1. 承継を受ける者の氏名又は名称及び所在地  
通関業者名 株式会社BCJ-98  
法人番号 4010001253823  
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
2. 承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称及び所在地  
通関業者名 株式会社日新  
法人番号 2020001028235  
所在地 神奈川県横浜市中区尾上町六丁目81番地
3. 承継される年月日  
令和8年4月1日

令和8年4月1日

横浜税関長 内野 洋次郎